

# いづみ会議所だより

## 国際化支援セミナーを開催

国際開発特別委員会による国際化支援セミナー「グローバル人材採用・活躍の秘策を知る」を2月15日にZoomにて開催しました。人材不足が深刻化する中、新たな労働力として外国人留学生の存在が注目されています。

第1部では大阪ビジネスサポートセンターの南一啓氏による「外国人労働者セミナー」を開催し、外国人労働者の採用について説明頂きました。

第2部では学校法人エール学園キャリア支援室の西村康司室長による海外との情報交換会を開催し、ベトナム・中国・タイで活躍されている現地法人や大学の方とオンラインでつなぎ、リアルタイムな情報交換を積極的に行って頂きました。

参加者からは「大変有意義な時間だった。今後、外国人の労働者を受け入れるための参考になった。質問に答えることなく具体的な回答を頂くことができ、大変参考になった。」との声を頂いた。

コロナ禍において海外への渡航が規制される中、新たなビジネスチャンスや優秀な人材確保に繋げができるよう、商工会議所として取り組んで参ります。

国際化支援セミナーを開催

2. 2022年4月からの外国人雇用環境の変化

- なぜいま、外国人雇用が注目されているのか？
  - 日本人の採用ができない、採用できても続かない
  - 外国人は低成本で働いてもらうことができる
- ①働きやすい職場の体制の再構築のチャンス
  - 外国人が働きやすい職場は、日本人も働きやすい
  - 今まで社会の常識と言っていたことからルールを明確化
  - まずは基本的な接客から正す
- ②海外展開のチャンス
  - 日本の国内人口減少 → 国内マーケット減少（人材不足から市場縮小問題へ）
  - 少額の海外事業投資で、大きなビジネス（貿易、海外への製造委託、商品開発：OEMなど）
  - 海外ビジネス日本人があれこれ考えるより、外国人にリアルを確認する方が確実
- ③事業承継のチャンス
  - これから経営力を磨くには海外の動向・外国人の考え方を把握することが有用。
  - ④特定技能2号の職種限定解除（特定技能2号拡大）
  - 建設業・造船・船舶工業以外の業種以外も5年以上日本で勤務可能に変更の流れ。

## 令和3年度 第2回 会員親睦委員会正副委員長会議を開催



去る2月10日(木)、第2回会員親睦委員会正副委員長会議を開催。当日は高橋担当副会頭、梶川委員長、森副委員長、合田副委員長に出席頂き、令和4年度事業として新たに計画している『いずみふれあい農の里&小川いちご農園』でのいちご狩りや会員交流イベントの開催に向けて、現地へ出向き、責任者の方々の説明等を受けながら実施内容についてご検討頂いた。



## 総務財政委員会を開催

去る2月21日(月)総務財政委員会を開催。当社は、中尾担当副会頭、中村委員長他計8名の方々に出席頂いた。委員会では、令和3年度収支更正予算書(案)決定の件、令和4年度事業計画書(案)及び収支予算書(案)決定の件、和泉市産業振興プラザ北館の無償譲渡について審議され議案は全て承認された。



## 令和3年度補正・令和4年度当初中小企業・小規模事業者関係予算案等のポイント

### 基本的な課題認識と対応の方向性

※各施策の詳細については、中小企業庁ホームページにてご確認ください。

- コロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等に事業復活支援金を給付とともに、資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。
- コロナ禍の影響を乗り越え、中小企業・小規模事業者等の雇用・技術といった経営資源を活かした事業価値の向上を実現するため、事業者に細やかに寄り添いながら、事業再構築・承継・再生・生産性向上を支援する。併せて、取引適正化対策を強化し、前向きな投資や賃上げが可能となる環境を整備する。
- 加えて、「災害からの復旧・復興、事前の備え(強靭化)」にしっかりと取り組んでいく。

中小企業対策費	令和3年度当初(令和2年度三次補正)	令和4年度当初(令和3年度補正)
	1,117億円(2兆2,834億円)	1,118億円(3兆9,593億円)

### 1. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

- 来年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に、地域、業種を限定しない形で、事業規模に応じて事業復活支援金を支給する。また、長期化するコロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等が足下で必要とする資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。

補正 事業復活支援金[2兆8,031.7億円]

補正 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援[1,403.0億円]

### 2. 事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

- 新分野展開や業態転換等の果敢な取組を支援する事業再構築補助金(令和2年度三次補正1兆1,485億円)を積み増し、新たにグリーン成長枠を設け、売上高減少要件を撤廃するなど、中小事業者等の新たな挑戦を強力に支援するとともに、事業承継・引継ぎ・再生を推し進める。

補正 事業再構築補助金[6,123.0億円]

・コロナの影響を大きく受けながらも新分野展開、業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援。

補正 中小企業向け事業再編・再生支援事業[757.4億円]

・事業再編・再生支援を促進する官民連携アントラの拡充等を実施。

#### ① ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業[10.2億円(新規)]

・複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や、「事業再構築」等の取組を支援。

#### ② 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業[157.7億円]

・中小企業再生支援協議会や事業承継・引継ぎ支援センターを通じて、中小企業の円滑な再生・事業承継を総合的に支援。

#### ③ 事業承継・引継ぎ支援事業[16.3億円]

・事業承継・引継ぎ(M&A)に伴う設備投資等の取組や、引継ぎ(M&A)時の専門家活用費等を支援。

#### ④ 土地(商業地等)に係る固定資産税の経済状況に応じた措置

・課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じ、税負担の増加を緩和。

#### ⑤ 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限を1年延長

等

### 3. 生産性向上による成長促進

- コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入等を促進する。グリーン・デジタル分野に挑む事業者に対し、新たに「中小企業グリーン・デジタル投資加速化パッケージ」として特別枠を設けて設備投資等を支援する。引き続き、研究開発促進・海外進出支援・DX等も含め、生産性の向上を図っていく。

補正 中小企業生産性革命推進事業[2,000.6億円]

・設備投資、販路開拓、ITの導入等を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する継続的な支援を実施。

補正 デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業[12.4億円]

・越境EC市場の獲得促進のため、中小企業の行う海外向けランディング・ページ・プロモーション等を支援。

#### ① 成長型中小企業等研究開発支援事業(旧:サボイン事業)[104.9億円]

・中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービス開発等の取組を支援。

#### ② 海外展開のための支援事業者活用促進事業(JAPANブランド育成等支援事業等)[5.5億円]

・海外市場の獲得に取り組む中小企業に対し、新商品・サービス開発や展示会出展等を支援。

#### ③ 企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化(賃上げ促進税制)

・雇用者全体の給与や教育訓練費を増加させた中小企業が雇用者全体の給与の増加額の最大40%税額控除可能。

#### ④ 交際費課税及び少額償却資産の特例措置の延長

・販路開拓等の支援のため交際費課税の特例を延長。事務負担軽減等のため少額償却資産特例を延長。

等

### 4. 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

- 賃上げが可能な環境の整備にも寄与する「生み出した価値を中小企業・小規模事業者に着実に残す」ため、下請Gメン倍増などの体制強化を実施し、取引環境の改善を図る。加えて、よろず支援拠点・中小企業支援機関による経営相談体制の強化や伴走支援の実施等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境の整備を図っていく。

補正 事業環境変化対応型支援事業[130.4億円]

・課題設定型の伴走支援を全国展開するほか、最低賃金引き上げやイノベーション制度導入への対応が求められる中小企業に対し、制度の周知やデジタル化支援・相談等を実施。

補正 取引適正化等推進事業[8.0億円]

・中小企業向けに、取引価格交渉ノウハウに関するセミナー等を開催し、価格交渉力の強化を支援。

#### ① 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業[40.0億円]

・各都道府県によろず支援拠点を整備し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

#### ② 小規模事業対策推進等事業[53.3億円]

・中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。

#### ③ 中小企業取引対策事業[8.5億円]

・下請Gメン倍増などの体制強化等を通じた下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺による相談対応等を実施。

#### ④ 地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業[4.6億円]

・地方公共団体と連携し、中小商業者等が新たな需要を創出するために調査分析・施設整備等を支援。

#### ⑤ 中小企業・小規模事業者人材対策事業[8.4億円]

・中小企業の経営課題に即した人材確保を支援するとともに、海外展開を担う人材等の育成を支援。

#### ⑥ 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業[10.9億円]

・地方公共団体と連携し、地域の実情に応じた小規模事業者の経営改善のための支援を実施。

等

### 5. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開

<既存予算で対応> がんばろう!商店街事業[令和2年度第3次補正: 30.0億円]

・商店街等が行う需要喚起を目的としたイベント等を支援。

### 6. 災害からの復旧・復興

補正 地方公共団体による地域企業再建支援事業 等 [合計: 130.4億円]

**中小法人・個人事業者のための  
事業復活支援金**

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

**申請期間**  
2022年1月31日(月)～5月31日(火)

**給付対象**

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者  
② 2021年11月～2022年3月のいざれかの月(対象月)の売上高が、  
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して  
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

**給付額**

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間<sup>※1</sup>の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいざれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円超～5億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方 登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方  
事前確認が不要！ 提出書類が少ない！ 過去の申請情報を活用可能！ 事前確認を簡略化！ 提出書類が少ない！

**新型コロナウイルス感染症の影響の影響**

以下のいざれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ①国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請  
※個人消費の機会の減少につながるもの
- ②国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいざれかの影響を受けたこと
- ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請  
※業務上不可欠な取引や商談会の制約につながるもの
- ⑨顧客・取引先によるコロナ対策の要請

上記に記載されたいざれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

**新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません**

- 実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商品の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

**誤って申請することのないよう、よくご確認ください。**

**相談窓口**  
電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。  
**0120-789-140**  
(携帯電話からもつながります)  
※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。  
IP電話専用回線 03-6834-7593 受付時間 8:30～19:00  
(土日・祝日含む全日)

**ホームページ**  
事業復活支援金 検索  
<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>

**不正受給は犯罪です！**

**申請の流れ**

アカウントの申請・登録等 → 登録確認機関の事前確認 → 申請<sup>※3</sup>

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

申請ステップが省略できます

マイページから申請 下記書類①～⑤を添付  
(過去受給時の情報を活用可能)

マイページから申請 下記書類①～⑤を添付

マイページから申請 下記書類①～⑧を添付

「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。

そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいざれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、②法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性投資先、④登録確認機関の反復継続した支援先。  
※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります)。  
※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

**申請書類**

※主たる収入を離所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)  
法人  
個人  
運転免許証  
マイナンバーカード  
【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】  
※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収入印付の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む  
確定申告書類の控え  
法人  
個人  
※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。  
※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、  
③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。  
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等  
※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。  
※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年月の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳  
(通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ)  
※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が  
自署した宣誓・同意書  
※ホームページからダウンロードできます。

6 基準月の売上台帳等

7 基準月の売上に係る1取引分の  
請求書または領収書等  
※ホームページからダウンロードできます。

8 基準月の売上に係る通帳等  
(取引が確認できるページ)  
※②・④については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

**保存書類**

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる  
帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。  
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。



## 第10期飲食店等に対する営業時間短縮協力金の概要

申請受付期間：令和4年3月1日（火曜日）から4月18日（月曜日）まで

令和4年1月27日から3月6日の間、営業時間短縮の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じて営業時間短縮協力金を支給いたします。

### 主な支給要件

1. 大阪府内に要請対象施設※（飲食店、遊興施設、結婚式場）を有する事業者であること（※食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗）
2. 令和4年1月27日から3月6までの期間において、下表の要請ア、イ又はウを遵守したこと

要請期間	全期間	令和4年1月27日（木）～3月6日（日）	39日
	期間1	令和4年1月27日（木）～2月20日（日）	25日
	期間2	令和4年2月21日（月）～3月6日（日）	14日

※期間1又は期間2のいずれかのみ要請を遵守した場合も対象となります

支給単価	要請ア	要請イ・要請ウ	
	売上高方式	2.5～7.5万円／日	3～10万円／日
売上高減少額方式	0～20万円／日		

	要請ア	要請イ	要請ウ
ステッカー種別	大阪府感染防止認証ゴールドステッカー	大阪府感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）	
通常の営業時間	午後9時から翌午前5時までの時間帯に営業	午後8時から翌午前5時までの時間帯に営業	
要請期間中の営業時間	午前5時から午後9時までの間に短縮	午前5時から午後8時までの間に短縮（休業含む）	
酒類の提供	酒類提供（持込み含む）は午前11時から午後8時30分までの間	酒類提供（持込み含む）は自粛	
利用人数等	同一テーブル4人以内（5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） ※大阪府「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録店舗は、対象者全員検査で陰性を確認した場合は、同一テーブル5人以上の案内も可能です。	同一グループ・同一テーブル4人以内（5人以上の入店案内は控えること）	

### 協力金の不正受給は犯罪です！

支給要件を満たさないにもかかわらず、支給要件を満たしているかのように装って申請し、協力金を受給することは犯罪です。事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

第10期協力金は、要請期間中に申請受付を開始します。

期間2についても、要請期間が終了していなくても、引き続き要請に応じていただくことを前提として、申請していただくことができます。

※期間1と期間2の全ての期間に申請いただく場合、両期間を選択の上、申請してください。（申請は1店舗につき1回限りとなります。）

詳細は大阪府のホームページにてご確認ください。

### 【大阪府営業時間短縮協力金センター（第10期）】

電話番号：06-6615-8514（平日午前9時から午後6時まで）

※3月5日、12日、19日、26日（いずれも土曜日）は午前9時から午後6時まで開設します。

## 電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。
- ◆令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。
- ◆請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- ◆申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

### ✓ 保存すべき電子データは？

#### ◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

### ✓ どのように保存する必要があるのか？

#### ◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

#### ◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していくなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※2年(期)前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。



#### ◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

### ✓ 改ざん防止のための措置について

#### ◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、[国税庁HPでサンプルを公表しています。](#)

※Wordファイルで公表していますので、ひな形としてご活用いただけます。



### ✓ 検索機能を確保する簡単な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

#### ◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

[イメージ]

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	(株)霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20210228	330000	国税工務店(株)	領収書
:				
49	20211217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店(株)	領収書

#### ◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

(例) 2021年1月31日(株)霞商店からの110,000円の請求書なら

「20210131\_110000\_(株)霞商店」

※税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

[イメージ]

- ✉ 20210131\_110000\_(株)霞商店.pdf
- ✉ 20210210\_330000\_国税工務店\_(株).msg
- ✉ 20210228\_330000\_国税工務店\_(株).pdf
- ✉ 20211217\_220000\_(株)霞商店.msg

### ✓ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

#### ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。

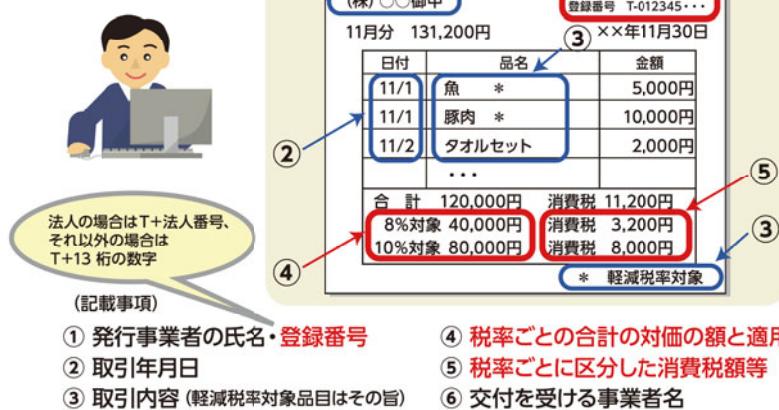
#### ◆ 要件を満たしたソフトウェア等か確認するための認証制度及びあります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

# 適格請求書(インボイス)発行事業者の登録申請が始まります

## 1 ● 適格請求書(以下、インボイス)とは

- 売手が買手に対して、適用税率や消費税額等を伝えるもので、現行の請求書に「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を追記したもの。
- 制度導入が予定される2023年10月1日からインボイスを発行する場合、原則として2023年3月31までに税務署長に登録申請書を提出し、インボイス発行事業者としての登録と、登録番号の通知を受ける必要があります。



## 2 ● インボイス制度が始まるとどうなるのか

自社がインボイスを発行しないと、販売先が取引を見直す!?



仕入先がインボイスを発行しないと、自社の税負担が増加!?



- ①のような状況にならないよう、インボイスの発行を希望する場合は、インボイス発行事業者の登録申請をご検討ください。
- 申請方法等インボイス制度の概要は国税庁の特設サイトをご確認ください。

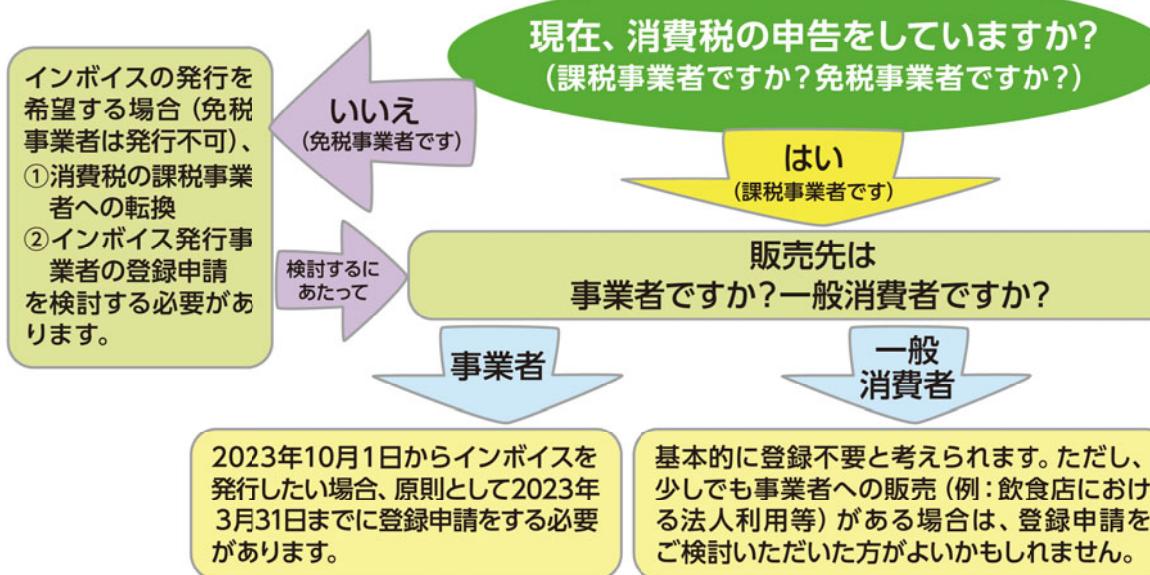
インボイス制度特設サイト



国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

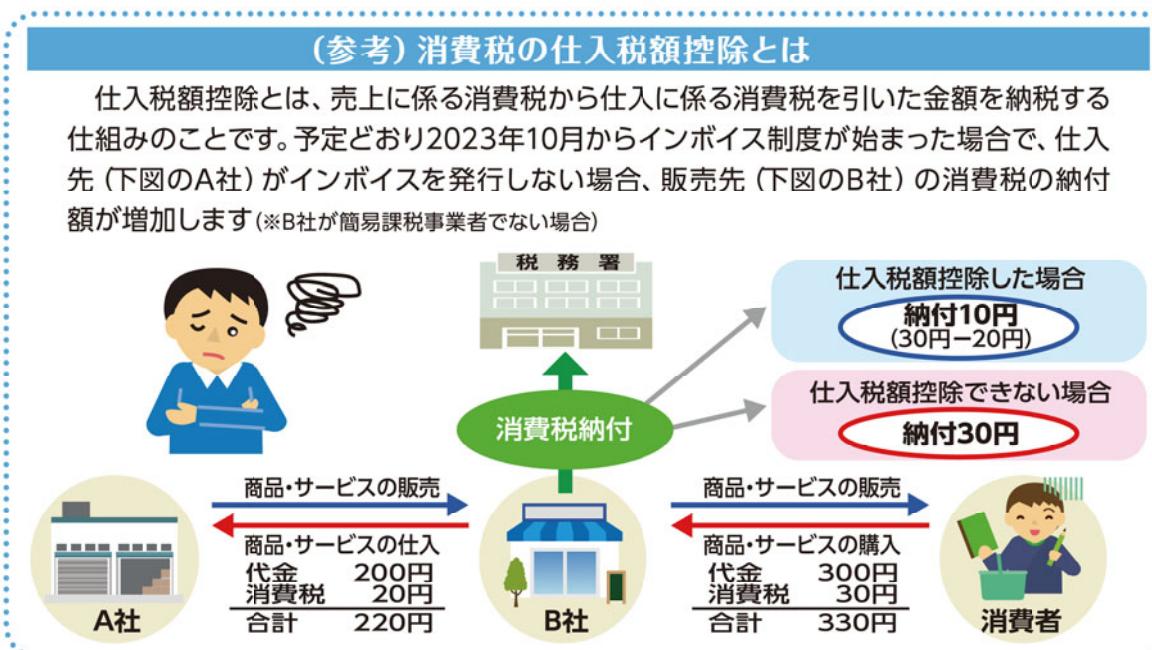
## 3 ● インボイス発行事業者の登録申請を検討するためのフローチャート



インボイス制度に適切に対応するためには、消費税の仕組み(簡易課税制度や仕入税額控除に関する経過措置等)について正しく理解する必要があります。詳しくはお近くの税務署・顧問税理士等にお問い合わせください。

商工会議所では、インボイス制度に関する情報提供や講習会の開催等を今後検討していきます。

(2022年1月時点)





# 新会員のご紹介コーナー

(順不同)

## 吉田仮設

代表者 吉田一生

〒594-0022  
和泉市黒鳥町1-9-16-201

建設業

TEL 0725-90-5827

## 神戸ビジネスサポート株式会社

代表取締役 黒岡泰宣

〒541-0043  
大阪市中央区高麗橋4-6-14  
エス・アイ横堀905号

不動産業

TEL 06-6231-1271

## GLOBAL GROUP

代表者 横田輝一

〒594-0023  
和泉市伯太町1-12-20

総合建築業

TEL 070-4303-5599

## 株式会社 フジクス

代表取締役 藤原エミ

〒594-1112  
和泉市三林町1085-1

倉庫業

TEL 0725-55-0041

## 株式会社 プラスホーム

代表取締役 中野恵二

〒594-0011  
和泉市上代町758-3

建設業

TEL 0725-58-6066

## 株式会社 タスク

代表取締役 松下巖之

〒594-1141  
和泉市春木町965

メンテナンス業

TEL 0725-44-0010

## たばこをやめてよかった！禁煙は、何歳からでも何度でもチャレンジできます

### 禁煙は、自分の心身だけでなく、周囲の人の健康にも繋がります。

注) 2021年12月現在、禁煙補助薬が世界的に出荷停止となっており、禁煙外来を休診している医療機関があります。  
禁煙外来をご希望の方は、事前に医療機関にお問い合わせください。

#### ★禁煙後におこるうれしい体の変化

(出典)イギリスタバコ白書「Smoking Kills」,1998IARCがん予防ハンドブック11巻,2007

20分後

… 血圧と脈拍が正常域まで下がる・手足の温度が上がる

数日後

… 味覚や嗅覚が改善する・歩行が楽になる

1~9か月後

… 咳、痰、息切れが改善しスタミナが戻る・吸いたい気持ちが落ち着く

2~4年後

… 虚血性心疾患や脳梗塞のリスクが減る

10~15年後

… 様々な病気にかかるリスクが非喫煙者のレベルに近づく



このほかにも、感染症にかかりにくくなる、肌がきれいになる、質のいい睡眠がとれるなど、いいことがいっぱいです！

(大阪府和泉保健所・和泉市・和泉商工会議所)

## 大阪支部の健康保険料率が変更となります

令和4年2月分(3月納付分)まで

10.29%

令和4年3月分(4月納付分)から

10.22%

### 令和4年3月分(4月納付分)からの保険料率をお知らせします。

※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和4年4月分の保険料率から変更となります。

## 介護保険料率も変更となります

令和4年2月分(3月納付分)まで

1.80%

令和4年3月分(4月納付分)から

1.64%

&lt;お問い合わせ先&gt;

**全国健康保険協会 大阪支部**  
協会けんぽ

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階  
電話 06-7711-4300 (代表)  
受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分まで

## 第224回 珠算検定合格者

2022年2月13日(日) 施行

(順不同・敬称略)

山藤 中 戸 谷 岡 天  
本岡 家 川 口 崎 野  
真 陽 智 綾 碧 優  
人 遼 奈 子 花 斗 咲

1級



牧 上 柏 浅  
岡 村 田 海  
叶 龍 明 遥  
采 生 步 香

2級

渡 松 原 中 中 鳥 田 櫻 桑 柿 尾 大 井  
會 下 村 野 羽 村 井 畑 本 崎 上 阪  
桜 寿 莉 理 真 文 瞳 理 卓 華  
諒 苍 香 心 央 蔵 韻 光 斗 那 磨 歩 凌

3級

★合格証書交付(第224回)

2022年3月23日(水)～3月30日(水)

★次回珠算検定(第225回)

2022年6月26日(日)

## ご利用下さい！マル経融資

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）とは、

商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていくうとする方が商工会議所の推薦により無担保・無保証人でご利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。

資金の使途	利 率	返済期間
運転資金	1.22%	7年以内(1年以内据置可) 貸付時の金利で固定
設備資金	R 4年3月1日現在	10年以内(2年以内据置可)

審査の結果により、融資をご利用頂けない場合があります。

ーお問い合わせ先ー 中小企業相談所 TEL53-0320

## 広告募集中!!

●広告料金／会員 1ヶ月 11,000円（消費税込み）

掲載内容 ●寸法(約)／縦6.4cm、横11.2cm

●発行部数／約2,300部

●年間契約／12回掲載の時は、1回分サービス

KIYO  
FINANCIAL GROUP

将来の心配は、ほっとけん。

紀陽に  
相談ね♪



紀陽の保険 ほっとけん

医療保険・がん・終身・個人年金・定期・収入保障保険もお取り扱い中。



銀行をこえる銀行へ 和泉寺田支店 0725-45-1771 和泉市寺田町1-5-33(寺田バス停前)  
和泉中央支店 0725-57-3371 和泉市いぶき野5-1-11(エコールいばらき GMS棟1階)

## 和泉商工会議所

会員向け

L I N E

友だち追加お願いします！

QRコードからアクセスして  
最新情報チェック！



会議所とつながろう  
(グループLINEではございません)

(ID:@764wfyuj)

### ～登録方法～

- ①友だち登録は上記QRコードをスマートフォンのカメラで読み取り、追加ボタンを押してください
- ②事業所名とお名前を入力して送信してください

## 和泉商工会議所

Facebook

登録お願いします！

QRコードからアクセスして  
イベント情報チェック！



いいね！  
よろしく！

### 最新情報を発信中！！

イベントやセミナー、各種支援制度等の  
ご案内などのタイムリーな情報を  
アップしていきます



本店 〒599-8271 堺市中区深井北町3401番地  
TEL:072-277-2300

貝塚店 〒597-0082 貝塚市石才285-1  
TEL:072-438-2300

なんば店 〒556-0023 大阪市浪速区稻荷1丁目12番14号  
TEL:06-6568-2081

BMW 正規ディーラー

Elbe BMW

エルベオート株式会社  
<https://elbe.bmw.jp>

